

聖籠町告示第二十五号

聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第一条 この告示は、第三条に規定する対象住宅の所有者が住宅の耐震診断を行うに当たり、本町が耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該耐震診断を的確に行うとともに、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、住宅の耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、もって地震に強い安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断士 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成十九年新発田市告示第二百二十三号）に基づき木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている者
 - イ 聖籠町木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成二十年聖籠町告示第二十号）に基づき木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている者
 - ウ 木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成二十年胎内市告示第八十一号）に基づき木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている者
 - エ 木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成二十一年

阿賀野市告示第六十五号)に基づき木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている者

二 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づいて、耐震診断士が行う耐震診断をいう。

(対象住宅)

第三条 事業の対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 町内に所在する住宅であって、住宅の所有者が自ら居住している住宅であること。
- 二 昭和五十六年五月三十一日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること。
- 三 一戸建ての住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ床面積の二分の一以上が住宅の用に供されているものに限る。)であつて、地上二階建て以下の住宅であること。
- 四 延べ床面積が五百平方メートル以下のものであること。
- 五 木造軸組工法の住宅であつて、枠組壁工法、丸太組工法又は国土交通大臣等の特別な認定を得た工法等により建築された住宅でないこと。
- 六 過去に本町の補助を受けて耐震診断を行った住宅でないこと。

(事業内容等)

第四条 町長は、対象住宅の所有者の申請により、当該対象住宅の耐震診断を実施するために、耐震診断士を派遣することができる。

2 耐震診断士の派遣に係る費用は、別表に定めるとおり

とし、町は、別表左欄の対象住宅の延べ床面積の区分に応じて、別表中欄に掲げる耐震診断士の派遣に係る費用（別表備考により百分の百五十を乗じた場合を含む。）のうち別表右欄に掲げる町が負担する額（別表備考により百分の百五十を乗じた場合を含む。）を負担するものとする。

3 耐震診断士の派遣は、予算の範囲内において行う。

4 町長は、事業の業務の一部を委託することができる。

（派遣の申請）

第五条 耐震診断士の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断士派遣申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。

一 建築年次及び建物の延べ床面積が判断できる書類の写し

二 その他町長が必要と認める書類

（派遣の決定）

第六条 町長は、前条に規定する申請があつた場合は、申請内容を審査の上、耐震診断士を派遣することと決定したときは、耐震診断士派遣決定通知書（別記第二号様式）により、派遣する耐震診断士、対象住宅の延べ床面積の区分等を当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付すことができる。

2 町長は、第一項に規定する審査の結果、耐震診断士を派遣しないことと決定したときは、耐震診断士を派遣しない旨の通知書（別記第三号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（派遣の決定の変更）

第七条 町長は、前条第一項の規定による通知の後、やむ

を得ない事由により派遣する耐震診断士を変更しなければならぬ場合又は当該通知に記載した対象住宅の延べ床面積の区分が実際と異なっていることが判明した場合は、同項の規定による決定を変更することができる。

2 町長は、前項の規定による変更を行った場合は、耐震診断士派遣決定変更通知書（別記第四号様式）により、耐震診断士の派遣を決定された対象住宅の所有者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

3 相続により対象住宅を所有する者が変更となった場合は、当該相続人は、町長にその旨を申し出なければならぬ。この場合において、町長は、相続の事実を確認の上、耐震診断士の派遣を受ける権利を当該相続人に継承させることができる。

4 町長は、前項の規定により耐震診断士の派遣を受ける権利を継承させたときは、第二項に規定する耐震診断士派遣決定変更通知書により、当該相続人に通知するものとする。

（耐震診断の取りやめ）

第八条 派遣対象者は、やむを得ない事由により耐震診断を取りやめようとするときは、速やかに耐震診断取りやめ申出書（別記第五号様式）を町長に提出しなければならない。

（派遣の取消し）

第九条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

一 虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断士の派遣の決定を受けたとき。

二 耐震診断士の派遣の決定に付した条件に違反したと

き。

三 その他町長が耐震診断士を派遣することが不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の決定を取り消したときは、耐震診断士派遣決定取消通知書（別記第六号様式）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（対象住宅でないことの判明）

第十条 町長は、町が派遣した耐震診断士（以下「派遣耐震診断士」という。）の耐震診断により、当該診断された住宅が対象住宅でないことと判明した場合は、耐震診断士の派遣に係る費用を当該派遣対象者に請求するものとする。

2 前項の場合において、町長は、耐震診断士の派遣費用の請求に先立って、当該派遣対象者に耐震診断を行った対象住宅が対象住宅でなかった旨を通知するものとする。（耐震診断結果の報告）

第十一条 派遣耐震診断士は、耐震診断を行った後、速やかに耐震診断の結果を報告書として町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項に規定する報告書の内容を確認の上、前条第一項に規定する場合を除き、耐震診断結果通知書（別記第七号様式）により当該派遣対象者に通知するものとする。

3 派遣耐震診断士は、町が確認した第一項に規定する報告書に基づき、耐震診断の内容及び結果について、当該派遣対象者に説明するものとする。

4 派遣耐震診断士は、前項の規定による説明を行う際には、地震に対する建築物の安全性に関する啓発に努めるものとする。

(派遣対象者に対する指導又は助言)

第十二条 町長は、耐震診断の結果に基づき、対象住宅その他の建築物の地震に対する安全性の向上を図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導又は助言をすることができるとする。

(その他)

第十三条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱(平成二十年聖籠町告示第二十一号)は、廃止する。

別表（第4条関係）

対象住宅の延べ床面積	耐震診断士の派遣に係る費用（1件当たり）	左欄の費用のうち町が負担する額（1件当たり）
70平方メートル以下	75,000円	75,000円
70平方メートルを超え 175平方メートル以下	85,000円	85,000円
175平方メートルを超え 280平方メートル以下	105,000円	105,000円
280平方メートルを超え 350平方メートル以下	115,000円	115,000円
350平方メートルを超え 420平方メートル以下	125,000円	125,000円
420平方メートルを超え 500平方メートル以下	135,000円	135,000円

備考 対象住宅が複雑な形状等を有することにより耐震診断を複数回実施しなければ

ならない場合は、「耐震診断士の派遣に係る費用」及び「町が負担する額」は、それぞれ規定されている額に100分の150を乗じて得た額とする。

聖籠町長 様

申請者 (所有者)

住所

氏名

電話番号

㊟

耐震診断士派遣申請書

耐震診断士の派遣を受けたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

対象住宅の所在地	聖籠町 ※申請者の住所と異なる場合のみ対象住宅の所在地を記入してください。
対象住宅の概要	<input type="checkbox"/> 自己所有の木造戸建て住宅 (延べ床面積 500 m ² 以下) である。 延べ床面積 m ² ・ 専用住宅 ・ 併用住宅 (店舗、事務所等の部分が2分の1未満) 住宅以外の店舗、事務所等の部分の面積 m ² <input type="checkbox"/> 2階建て以下である。 ・ 平屋建て ・ 2階建て <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築である。 概ねの建築年月 明治・大正・昭和 年 月 ※申請できる対象住宅は、上記の条件 (□に続く部分) 全てに該当するものです。条件を満たす場合は、□にチェック (✓) を入れ、該当する項目に○又は必要事項を記入してください。
建築図面の有無	・ 全部有 ・ 一部有 ・ 無
連絡事項	
添付書類	(1) 建築年次及び建物の延べ床面積が判断できる書類の写し (2) その他町長が必要と認める書類

備考

耐震診断士を指名した場合などは「連絡事項」の欄に記入してください。

(2) 木造軸組工法により建築された木造住宅が派遣の対象であり、枠組壁工法、丸太組工法等により建築された木造住宅は派遣の対象となりません。

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 渡 邊 廣 吉 印

耐震診断士派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のありました耐震診断士の派遣について、耐震診断士を派遣することに決定しましたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 対象住宅の所在地
聖籠町

2 対象住宅の延べ床面積の区分

3 派遣する耐震診断士

耐震診断士	氏名	
	連絡先	
	登録番号	

4 耐震診断士の派遣に要する費用

上記費用のうち町が負担する額
あなたの負担する額

円
円
0 円

5 派遣の条件等

- (1) 現地調査の日時等については、耐震診断士と連絡及び調整を行うこととなります。
- (2) 耐震診断士は、住宅の小屋裏及び床下等を調査します。点検口の周りなどを事前に整理するとともに、現地調査時には、立会いをお願いします。
- (3) 耐震診断士は、顔写真入りの「木造住宅耐震診断士登録証」を携帯しています。本通知書に記載の耐震診断士であることを確認してください。
- (4) 現地調査の結果、住宅の構造によっては診断できない場合があります。

6 派遣の取りやめ

やむを得ない事由がある場合は、耐震診断取りやめ申出書 (別記第5号様式) を町長に提出することにより、派遣を取りやめることができます。

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 渡 邊 廣 吉 印

耐震診断士を派遣しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のありました耐震診断士の派遣について、耐震診断士を派遣しないことに決定しましたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 対象住宅の所在地
聖籠町
- 2 派遣しない理由

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 渡 邊 廣 吉 印

耐震診断士派遣決定変更通知書

年 月 日付けで耐震診断士の派遣を決定しましたが、次のとおり派遣の決定を変更しましたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第7条(第2項・第4項)の規定により、通知します。

- 1 対象住宅の所在地
聖籠町

- 2 変更の内容等

変更前	変更後

年 月 日

聖籠町長 様

申出者 (所有者)

住所

氏名

電話番号

⑩

耐震診断取りやめ申出書

年 月 日付けで耐震診断士の派遣の決定を受けた事業について、次のとおり耐震診断を取りやめたいので申し出ます。

- 1 対象住宅の所在地
聖籠町
- 2 取りやめの理由

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 渡 邊 廣 吉 印

耐震診断士派遣決定取消通知書

年 月 日付けで耐震診断士の派遣を決定しましたが、次のとおり派遣の決定を取り消しましたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

- 1 対象住宅の所在地
聖籠町
- 2 取消しの理由

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 渡 邊 廣 吉 印

耐震診断結果通知書

聖籠町が派遣した耐震診断士の耐震診断が終了しましたので、聖籠町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第11条第2項の規定により、次のとおり耐震診断結果を通知します。

- 1 対象住宅の所在地
聖籠町
- 2 構造及び階数

3 耐震診断結果

	上部構造の評点の範囲	判定
	1. 5以上	倒壊しない
	1. 0以上1. 5未満	一応倒壊しない
	0. 7以上1. 0未満	倒壊する可能性がある
	0. 7未満	倒壊する可能性が高い

※ ○印が付されている項の部分が耐震診断結果となります。

- 4 その他